〈A. 三歳児健康診査における視覚検査の実施状況〉

1. 福島県における三歳児健康診査の施行状況と事後措置における問題点

八子 恵子*

要 約:福島県における三歳児健康診査での眼科検診は、平成3年1月より実施されているが、その受診率は毎年約90%と高く、屈折異常や弱視が発見され、効果を上げている。しかしながら、要精検とされた児がその後どのように治療や経過観察を受けているかは現時点で不明である。異常が疑われたり、発見されてもその異常に対して適切な指導、治療、経過観察がなされて初めて真に三歳児健康診査における眼科検診が有効であるといえるのではないかと考える。

そこで、今回は平成4年度の福島県における眼科検診の施行状況とともに、福島保健所 管内における眼科検診で要精検とされた児が、どのような事後措置を受けているかを調査 し、検討した。

見出し語:三歳児健康診査,眼科検診,事後措置

研究方法

- 1. 平成4年度の福島県における三歳児健康診 査での眼科検診の施行状況を調査した。
- 2. 福島保健所管内において要精検とされた児 について、精検の受診状況、精検の結果、事 後措置、その後の通院状況などを調査した。

結果

- 1. 福島県での平成 4 年度の三歳児健康診査に おける眼科健康診査の実施状況
- 1)福島県における眼科検診の流れ 福島県内の17保健所における眼科検診の主た

る流れは次のようである。すなわち,一次検診時には,家庭での視力測定の結果と記入した問診表を持参する。家庭で視力測定ができなかった児について,できるだけ保健婦が測定する。その上で,一眼でも視力が0.5未満であった児,視力測定不可の児,問診表に異常を疑う記載のあった児を要精検とする。

2) 平成4年度眼科検診の結果

福島県における平成4年度の眼科検診の結果を表1に示す。三歳児健康診査の受診率は平成3年度も90.8%とほぼ4年度に等しかった。また、要精検率、精検受診率、異常率などもほぼ同等の数値を示していた。検診の受診率には地

^{*}福島県立医科大学眼科学教室

表1 平成4年度の眼科検診の結果

三歳児健診対象児	23,262名	a			
健診受診者数	20,930名	b	受 診 率	b/a	90.0%
要精 検 者 数	1,043名	\mathbf{c}	要精検率	c/b	5.0%
精検受診者数	853名	d	受 診 率	d/c	81.8%
異常あり群	504名	е	異常率	e/d	59.1%
異常なし群	349名	${f f}$	異常なし率	f/d	40.9%
要 治 療 群	138名	g	要治療率	g/c	0.7%
要経過観察群	423名	h	要観察率	h/c	2.0%

表 2 精検の結果, 異常あり群の内訳

	要治療	要経過観察	その他	計	率/健診受診者数
屈折異常	62	189	1	252	1.2%
斜 視	19	70		89	0.4%
弱視	18	16		34	0.2%
その他	39	148		187	0.9%
計	138	423	1	562	

(重複解答あり)

域による差はほとんどなかったが都市部でやや 低い傾向にあった。視力測定可能率は93.2%で あったが、受診率とは逆に、都市部で高い傾向 にあった。

3)精検の結果

要精検とされた児は1,043名であったが、そのうち精検を受診したものは853名で要精検児の81.8%であった。また精検の結果、異常ありとされたものは504名(59.1%)、異常なしとされたものは349名(40.9%)であった。異常ありとされたものの内訳を表2に示す。

2. 福島保健所管内における要精検児の事後措置

福島保健所管内で要精検とされ、福島県立医 大眼科あるいは、その関連病院眼科を受診した もの61名について、その内容と事後措置、通院 状況を調査した。

1) 要精検となった理由

要精検となった理由は表3に示す如くで、視

表 3 福島医大および関連病院を受診した61名の 要精検の理由

• 視力不良の疑い	27名 (44.3%)
・ 眼位異常の疑い	26名 (42.6%)
その他	8名 (13.1%)
目を細める,	睫毛が触れる,まぶしがる,
頭位の異常,	眼が揺れる,まばたきが多い

表 4 61名の精検の結果

異常な	l	12名 (16.4%)
要経過観	察	7名 (14.8%)
要治	療	42名 (68.8%)

力不良が疑われたものと、眼位異常が疑われた ものとがおおよそ半数づつであった。

2)精検の結果

精検の結果は表4に示す如くで、約70%が要治療と判断された。要経過観察とされたものの内容としては、初診時に視力測定が不十分であったり、視力が不十分であるが明らかな屈折異常などのないもの、診察が十分にできず異常の有無の判断が困難であったものが主であった。

3) 要治療とされたものの内訳

要治療とされた42名の異常所見の内容を表 5 に示す。

4) 要経過観察あるいは要治療とされたものの 通院状況

精検の結果、要経過観察あるいは要治療とされたもの49名のその後の通院状況を調査したところ、表6に示すように約半数が通院を中断していた。要治療群で眼鏡処方を受けたもの13名についてみてみると、継続的に通院しているものが11名、中断したものが2名と比較的通院状況は良好であった。通院を中断しているものには、軽度の異常や比較的視力が良好な例もあったが、明らかに異常があり眼鏡やアイパッチによる治療が開始されたり、いまだ異常の原因が明らかでないものなど再受診を促すべき例も含まれていた。

表 5 要治療群の内訳

屈折異常26名		(眼鏡処方例)
遠視	12	4
遠 視 性 乱 視	6	
雜 性 乱 視	6	1
近 視 性 乱 視	2	1
眼位異常9名		
調節性内斜視	5	4
外 斜 視(位)	2	
その他	2	1
その他7名		
眼 振	3	2
内 反 症	2	
瞬 目 過 多	1	
弱 視 ?	1	

表 6 通院状況

	(眼鏡処方例)
継続22名	(11名)
中断23名	(2名)
不明4名	

考 察

福島県における三歳児健康診査の一次健診の受診率は.90%と平成3年度と同様に比較的高いものであった。この中で、対象児数が2000名以上の都市部で低率であることもまた、前年度同様にみられた傾向であった。さらに、要精検と判断された児の受託医療機関への受診率は81.8%で、これも平成3年度の81.9%とほぼ同率であった。この精検受診率には、受託医療機関までが遠いことや保育者が祖父母であること、などの理由の他に、眼科検診に対する母親をはじめとする家族の関心の度合いが大きく影響しているものと思われ、さらに啓蒙が必要と考えられた。

一方,精検を受け何らかの異常が認められた ため、要治療あるいは要経過観察とされた児が その後も十分な通院をしているかどうかを把握 することは、この検診の有効性を判断する上で 極めて重要なことである。今回は、福島保健所 管内で要精検とされたもののうち, , 福島医大 眼科あるいはその関連病院眼科を受診した61名 について調査したため、事後措置の基準や治療 などの点で比較的一致した方針がとられている ものと考えられる。しかしながら、それでも通 院の状況は良好とはいえず、約半数が通院を中 断していた。この中断した例の中には、屈折異 常も軽度で視力も比較的良好であるなど、問題 の少ない例もあったものの、健眼遮蔽や眼鏡装 用など治療開始直後に中断したものや、異常の 原因がいまだ明らかでないものなども含まれて おり、問題である。通院中断の理由は明らかで はないが、治療や経過観察がなぜ必要なのか、 とくに経過観察の意義についての説明が不足し

ている可能性も否定できない。一方, 眼鏡処方 がなされた例では通院状況が比較的良好であっ たことからも, 母親の関心度が大きく関係して いるものと考えられた。

現在,福島県全体で事後措置がどのように行なわれているかを調査中であるとともに,今後は通院中断の理由についても調査していきたい。

そしてそれらを参考に三歳児検診を内容の充実 したより有効なものにしてゆきたいと考える。

文 献

 1)向井田真由美他:福島県の三歳児健康診査 における眼科健診の実態,眼科臨床医報,87, 283-287,1993

検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

要約:福島県における三歳児健康診査での眼科検診は,平成3年1月より実施されているが,その受診率は毎年約90%と高く,屈折異常や弱視が発見され,効果を上げている。しかしながら,要精検とされた児がその後どのように治療や経過観察を受けているかは現時点で不明である。異常が疑われたり,発見されてもその異常に対して適切な指導,治療,経過観察がなされて初めて真に三歳児健康診査における眼科検診が有効であるといえるのではないかと考える。

そこで,今回は平成4年度の福島県における眼科検診の施行状況とともに,福島保健所管内における眼科検診で要精検とされた児が,どのような事後措置を受けているかを調査し,検討した。